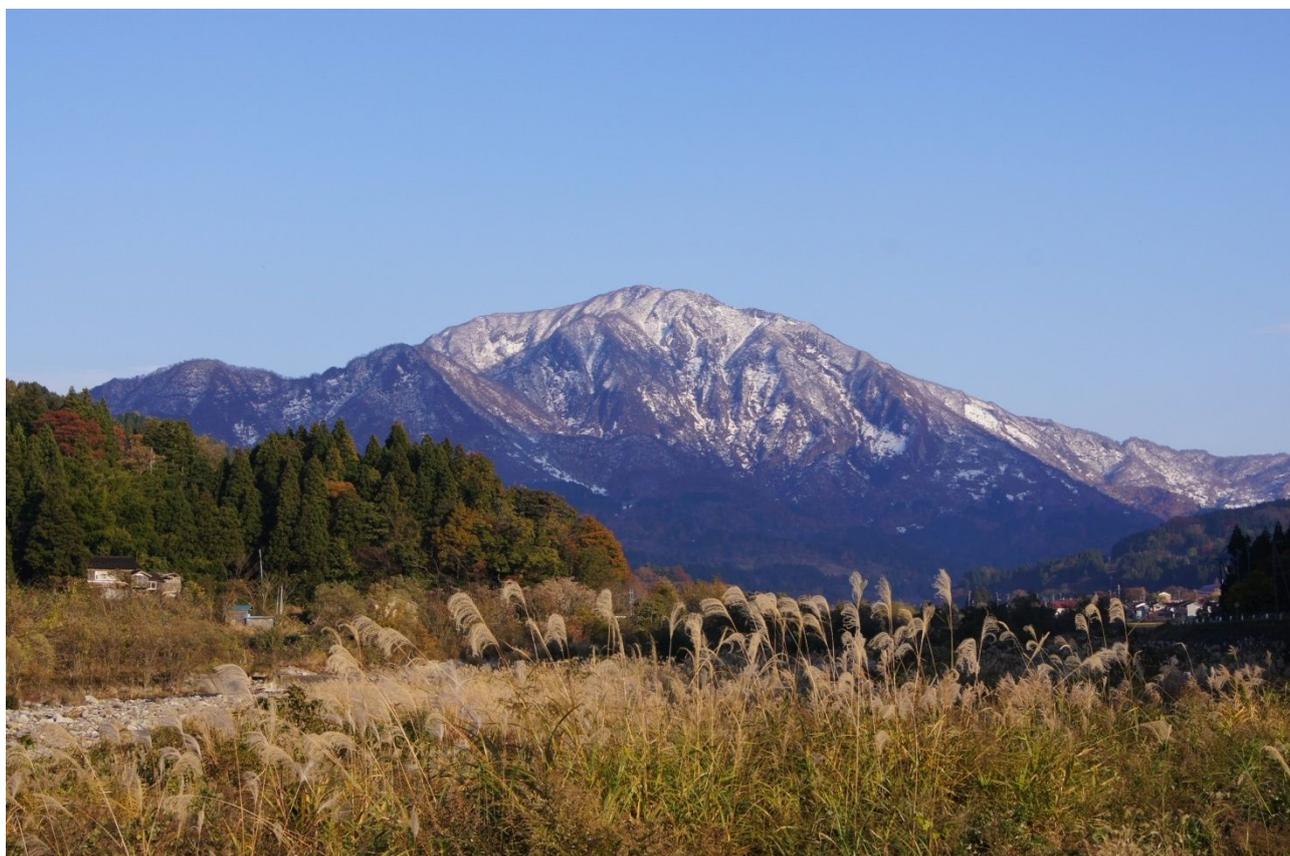


事務所通信

2013年12月号 No.102



(早川 鉾ヶ岳)

CONTENTS

- | | | | |
|----------------------------|----|-----------------|----|
| ● 所長コメント
… 黒字にするのが社長の仕事 | P1 | ● 時事コラム-オリンピックー | P4 |
| ● 年末調整の準備 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 柔道整復師のかかり方 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

黒字にするのが社長の仕事

国税庁の発表では2012年度に決算期を迎え、今年7月末までに税務申告した約276万法人のうち、黒字の割合は27.4%(前年度比1.5ポイント増)で、2年連続で上昇したことが分かりました。過去の赤字分を差し引く前の所得でも黒字の割合が55.0%(同2.8ポイント増)になり、同庁は「業績の改善がうかがわれる」とみています。しかしながら黒字割合は二割台であり、企業の数も年々減少し、個人事業も含めた事業所数は四百万社を割ったと推定されます。

一. 赤字の累積では企業は存続しない。

赤字とは、売上高から変動費(仕入や外注費)を引いたものが限界利益(粗利益)であり、その限界利益から固定費を引いたらマイナス(赤字)になるということです。このような赤字の会社が日本全国の72%あるのです。赤字は、現金預金が減少していくことを意味します。今まで泥水をすすりながらつめの先に火を灯すようにして捻出し、そこから税金を払って貯めた本当に貴重な現金預金が、2~3年も赤字を出していたら、あっという間に無くなっていくのです。赤字の累積は企業の存続基盤を危うくするという事です。

二. 社長の仕事

経営者は、多くの社員の生活を維持し、お客様の事業の一翼を担い、地域社会に対しても大きな責任を負っています。私は『本当に社長がやるべき仕事をしてるのだろうか?』とつくづく思います。目先の『作業』に忙殺されていないだろうか? 率先垂範も重要ですがこれだけではいけないし、内部管理をするのが社長の仕事でもありません。真に社長のやるべきことは『事業の経営』です。現在、当社のお客様は4百社近くになりますが、伸びている企業には共通する特徴あります。それは社長が『事業の経営』を行っているということです。業績の良い会社とは、社長が儲かる方向に、利益の上がる方向にハンドルを切っているということです。

三. 『黒字化支援』のために行うべきこと。

これは、まずお客様の努力が第一ですが、①**経営計画作成支援**…黒字企業のお客様の共通点は「経営計画書の作成」と「月次決算の徹底」であり、この二点が黒字決算の要諦であることを確信しています。

②**社長、幹部への徹底した勉強会の実施**…勉強していない社長・幹部は何から始めて良いのか、何をやらねばならないのかが解らないというのが実状だと思います。黒字化するために売上高を如何に増やすかを知らねばならない。併せて限界利益額を増やすために、差別化した製品、商品、サービスで如何に高付加価値経営をするか、そして量を如何に増やすか、如何に安く造り仕入れるかを検討すべきです。固定費で無駄な冗費は徹底して削減し、同時に売上を増やし利益を上げるための費用は使うというメリハリをつける。経営の要諦を掴むための勉強会を今まで以上に開催し、真にお客様のためを思う社員が強力に出席を働きかけます。

経営とはまさにそのような利益の上がる方向、あるべき姿に向けての一步一步の日々の積み上げです。自らの努力、実践行動によって黒字を勝ち取っていきようではありませんか。



年末調整の準備

年末調整の時期です。よろしければ職場での回覧用にお役立て下さい。

！平成25年分★年末調整の準備のお願い！

正しい年末調整処理のため、下記資料を★確認（準備）して頂き、早めに会社まで提出してください。

1. ★年末調整に必要な資料（提出していただくもの）

① 平成25年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書

★ ★23年より年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されています。

16歳未満の扶養親族については下欄の住民税に関する事項で記入して下さい。

② 平成25年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書（配偶者の1年間の収入の種類及び収入金額）

③ 中途入社の方で、当社に入社前にお勤めだった方は前勤務先の源泉徴収票

④ 生命保険料の控除証明書（一般・個人年金・介護医療保険）

⑤ 地震保険料の控除証明書

⑥ 国民年金、国民年金基金の証明書

⑦ 住宅ローン控除をされている方は、すでに税務署から来ている住宅取得特別控除証明書及び年末借入金残高証明書

⑧ ご本人や、その控除対象配偶者、扶養者で障害者に該当する方は、障害者手帳のコピー

2. 平成26年度給与支給開始までに必要な資料

① 平成26年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書

※ 注意点

1. 扶養控除申告書を提出していただけない場合は、給料から天引きされる源泉税が高くなります。（いわゆる乙欄になります）

2. 扶養できるかどうかは下記を目安として下さい。

<給与しか所得が無い場合>

1年間の給与（天引前で通勤手当を含まないもの）が合計で**103万円以下の人**

※**配偶者の場合**、給与が103万円を超えていても、**141万円未満の人**であれば、配偶者特別控除（最高38万円）を受けることができますので、収入金額をお知らせ下さい。

<公的な年金の所得しか無い場合>

65歳未満の人・・・1年間の合計額が**108万円以下の人**

65歳以上の人・・・1年間の合計額が**158万円以下の人**

3. 複数の収入がある人は合計所得となりますので報告してください。（扶養できないことが後日判明しますと、追加納税しなくてはなりません。）

4. **2か所以上の事業所から給与を支給されている方で、当社が主たる給与ではない（当社の給与の方が少ない）方**は扶養控除申告書等の書類を提出していただく必要はありませんが、**必ず会社に申し出てください。（扶養控除申告書は1か所の事業所にしか提出することはできません。）**

5. 給料天引以外にも、現金等で納入した国民年金及び国民健康保険につきましても、社会保険料控除の対象となりますのでご注意ください。

< 丸 田 >

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

1. 健康保険が使えます

急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です（応急処置を除く）

2. 健康保険は使えません（全額自己負担になります）

- ・日常生活からくる疲労・肩こり・筋肉疲労・体調不良
- ・慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- ・スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・過去の交通事故等による後遺症
- ・症状の改善の見られない長期の治療
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- ・工作中や通勤途上におきた負傷

ご注意ください!!



以上の場合に、「健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は、全額または一部を自己負担していただくことがあります。

その場合、後日接骨院から請求されるか、もしくは「協会けんぽ」から請求させていただくこととなります。



お・も・て・な・し！日・本・開・催！

「おもてなし」なるほど！うまいこと言うな～～と思いましたが、皆様はどんなふう感じられたでしょうか？今年も流行語やら10大ニュースやらの時期になりましたが、その類のはマスコミが「取り上げるか取り上げないか」だけの事だし、あとは個人に対する執拗な追及は「なんであんた達がやってんの」とか、多々ありますが

でも、地道な？ところもあるんだな！と

ご存知の方も大勢様いらっしゃると思いますが、バレーボール大会！21世紀になってから、オリンピック以外の主要大会が日本で開催されたのは実に13回のうち12回だそうです。



協会力なのか、結局「お〇」力なのか？

当然ですが、日程、組合せ、ルール(タイムアウトの時間等)、招待国枠の決定権、6位なのにMVPとか、決勝戦より優先、タレントが前面に出すぎ、応援が極端に偏りすぎ。等々

外国からも、ちっちゃいクレームがあるようで

ホームアドバンテージは当たり前、勝てないと大幅なルール改正だって屁のこっぴ。 「中東の笛」とか、「スキーの長さ」とか



だから、他国でも開催やらなんやらの気配が・・・



他の国ではそれほど人気もなかったのが、日本が頑張って異常なほど開催した結果、最近また人気が出てきて～～

商売になる！！・・・らしいらしい

※ 乱文で失礼しました。また、文中の国旗は内容とは関係ないです。念のため

< 斉藤 >

QUESTION

NISA（少額投資非課税制度）とはどのような制度ですか？

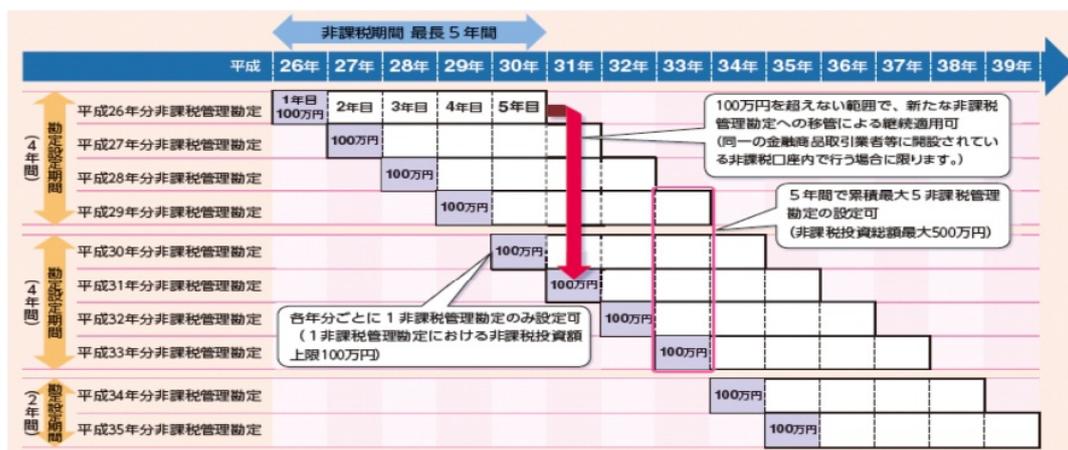
ANSWER

NISA（少額投資非課税制度）は、金融機関でNISAの非課税口座を開設し、その非課税口座内において受け入れられた上場株式や株式投資信託などに係る配当等や譲渡益が非課税となる制度です。

非課税口座内に受け入れることができる株式等は年間100万円まで、非課税期間は非課税口座内に設けられた非課税管理勘定（注）ごとに最長5年間となっています。（平成26年から平成35年までの10年間、毎年非課税管理勘定を設定することができます。）なお、この制度は、平成26年1月から適用されます。（非課税適用確認書の交付申請手続きは、平成25年10月から開始されます。）

（注）1 非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するために非課税口座内において各年に設けられる勘定をいう。

2 NISA（少額投資非課税制度）による非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融機関（支払の取扱者）を経由して交付される配当等に限られていますので、上場株式等の発行者から直接投資者に交付される配当等は課税扱いとなります。



詳細は、国税庁の「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆるNISA）が始まります」にてご確認できます。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/joto-sanrin/nisa_10per.pdf

研 修 予 定

日	時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
今月のテルモ研究会はお休みです。					

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご利用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

クリスマスケーキ

クリスマスの時期が近づいてまいりました。クリスマスの醍醐味といえは、綺麗にデコレーションされたケーキを食べることですね。

デコレーションされたケーキを食べる風習は、日本独特のもので、ペコちゃんて有名な「不二家」が戦後に広めたそうです。

某雑学HPより（担当：畑）





休日カレンダー



12月(師走) December

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 天皇誕生日	24	25	26	27	28 年末休暇
29 年末休暇	30 年末休暇	31 年末休暇	H26 1 元旦	2 年始休暇	3 年始休暇	4 年始休暇
5	6 仕事始め	7	8	9	10	11

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

12月の税務

12月10日 平成25年11月分の源泉所得税・住民税の納付

平成26年

1月 6日

平成25年10月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付

平成26年4月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付

平成26年7月、4月、1月決算法人の消費税の中間申告、納付



◆◆ あとがき ◆◆

今年も残すところあと1か月となりました。

12月は「師走」の文字通り、公私ともに非常に忙しい方も多いのではないのでしょうか。

1年を締めくくり、晴れやかな気分で新年を迎えるためにも体調管理には十分に気をつけて過ごしたいと思います。

〈 村 山 〉